

TDCパッケージ利用規約

お客様が株式会社トヨタシステムズ（以下、「当社」という）に対し、当社所定の様式によりTDCパッケージ利用サービス（以下、「本サービス」という）の申込をして、当社がその申込を承諾したことにより、本サービス利用契約が成立し、これにより、当社は当該お客様（以下、「契約者」という）に対し、本規約の定めに基づき本サービスを提供する。

第1条（使用許諾内容）

1. 契約者はTDCパッケージ（第4条第1項第1号に定める「TDC通信パッケージ」および同条同項第2号に定める「TDCアプリ支援パッケージ」を併せて、以下「本パッケージ」という）に含まれるコンピュータプログラムを1台のコンピュータ(=端末)でのみ使用することができる。
2. 契約者は本規約に従い本パッケージを実行用プログラムとして自己の指定するコンピュータにインストールして、当該インストールしたプログラムを使用することができる。この場合を除き、契約者は目的のいかんにかかわらず本パッケージの複製物を作成することはできない。
3. 契約者は、本規約に記載のない方法で本パッケージを使用、製造もしくは配付すること、または株式会社トヨタシステムズの書面による承諾なく本パッケージのモニタ画面の表示もしくはプリンターへの出力物の複製物を利用した出版等を行うことはできない。
4. 契約者は第三者に対し、本パッケージの全部または一部について、譲渡、賃貸、貸与、リース、部分供与および使用許諾をすることはできない。その他いかなる方法によるにせよ、契約者は第三者に本パッケージの全部または一部を使用させることはできない。

第2条（著作権）

本パッケージの著作権は当社が有するものであり、日本国著作権法により保護されている。当社は契約者に対し、本パッケージを非独占的に使用することのみを許諾するものとする。

第3条（本パッケージの提供条件）

1. 当社は、u-DIEX（汎用）サービスまたはDIEX（汎用）サービスの契約者に限り、本パッケージを提供するものとする。
2. 本規約の定めとu-DIEXサービス契約約款またはDIEX（汎用）サービス利用条項の定めとに相違がある場合は、本規約の定めを優先的に適用するものとする。
3. 本サービス利用契約は、u-DIEX（汎用）サービス契約またはDIEX（汎用）サービス契約の終了と同時に終了するものとする。

第4条（本パッケージの引渡し等）

1. 本パッケージの引渡しについては次のとおり行うものとする。
 - (1) 当社は契約者に対し、契約者側で稼動する「通信部分ソフトウェア」（以下、「TDC通信パッケージ」という）を無償で貸与する。
 - (2) 当社は契約者に対し、契約者側で稼動する「授受部分ソフトウェア」（以下、「TDCアプリ支援パッケージ」という）を無償で貸与する。
 - (3) 当社は、前2号に定める本パッケージを当社サイトにおいて公開するものとする。
2. 契約者は、別表（1）に定める「ソフトウェア仕様書」（以下、「ソフトウェア仕様書」という）に従い、

前項に定める本パッケージを、自己の責任と費用負担で契約者指定のコンピュータにインストールするものとする。契約者が当該インストールをすることができなかつた場合にして、契約者から委託されたときには、当社は有償で当該インストール作業を行う。

第5条（本サービスの利用料金および支払条件）

前条第2項に基づき契約者指定のコンピュータにインストールされた本パッケージについて、当社が第8条に基づき行う保守の対価として、契約者には当社に対し、別表（2）に定める保守料をその支払条件に従い支払っていただくものとする。

第6条（本パッケージの取扱い）

1. 契約者は、本パッケージをソフトウェア仕様書を含め当社の指示に従い取扱うものとする。
2. 契約者は、本パッケージをu-DIEX（汎用）サービスまたはDIEX（汎用）サービスでのみ使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。
3. 契約者は、本パッケージを当社の認めた契約者の従業員または契約者の管理下で取扱う者（以下、これらを併せて「取扱者等」という）以外の者に取扱わせてはならない。
4. 契約者は、本パッケージの全部または一部を改変、翻案、加工その他の変更をしたり、または取扱者等に当該変更をさせたりしてはならない。
5. 契約者は、本パッケージについて、分析・解析、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをしてはならない。
6. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本パッケージの内容を複製したり、または第三者に開示もしくは漏洩したりしてはならない。

第7条（本パッケージ等の内容変更）

当社は、いつでも本パッケージおよびソフトウェア仕様書の内容を変更できるものとする。

第8条（本パッケージの保守）

当社は、本パッケージが第4条第2項に基づき契約者指定のコンピュータにインストールされた後、本サービス利用契約終了まで、本パッケージの保守として、本パッケージに関する契約者からの問合せ対応、本パッケージの誤りの訂正・修復の支援、およびバージョンアップした本パッケージの提供を行うものとする。

第9条（本パッケージの保証）

1. 本パッケージは、特定物として現存するままの状態を提供されるものとし、いかなる保証も適用されず、法律上の瑕疵担保責任を含む明示または黙示の保証責任は適用されないものとする。本パッケージの品質および性能に関し発生する問題は、契約者により処理されるものとし、本パッケージの誤りの訂正・修復に要する費用は契約者が負担するものとする。
2. 当社は、本パッケージに含まれる機能が契約者の要求を満たすこと、当該機能が契約者の使用目的に適合すること、本パッケージに含まれているプログラムの実行が中断されないこと、および当該プログラムの実行に誤りがないことをいずれも保証するものではない。当社は、本パッケージを契約者の要求・使用目的に適合するように仕様変更する義務を負うものではない。
3. 本パッケージの使用その他につき、当社が関与しない第三者による説明、結果、宣伝等について、当社は一切の責任を負わないものとする。

第10条（本パッケージの責任の制限）

当社は、本パッケージの使用によって契約者または第三者に発生したいかなる損害に対してもその責任を負わないものとする。

第11条（機密保持）

1. 契約者は、u-DIEX（汎用）サービスもしくはDIEX（汎用）サービスの利用、または本パッケージの使用により知り得た当社の機密に属する事項を第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、u-DIEX（汎用）サービスおよびDIEX（汎用）サービスならびに本パッケージに関する資料を一切複写してはならない。
3. 契約者は、前2項および第6条第6項を遵守するため、取扱責任者を定め、これを指揮監督する。

第12条（問題解決）

契約者は、u-DIEX（汎用）サービスもしくはDIEX（汎用）サービスの利用、または本パッケージの使用により第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用負担で解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとする。

第13条（契約解除等）

1. 当社は、契約者が本規約の条項に違反し、または本サービス利用契約の存続を妨げる重大な事由を発生させたときは、ただちに契約者に対し本サービス利用契約を解除できるものとする。
2. 次条の有効期間中といえども、契約者または当社は相手方に対し30日前までに書面により通知することにより本サービス利用契約を解約することができる。

第14条（有効期間）

本サービス利用契約の有効期間は、本サービス利用契約の締結日から1年間とする。但し、契約期間満了の30日前までに、契約者または当社から書面による別段の意思表示がない限り、本サービス利用契約は自動的に更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第15条（契約終了時の措置および残存条項）

1. 第14条等により本サービス利用契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い遅滞なく本パッケージおよび本パッケージに関する資料等一切を破棄する。
2. 本サービス利用契約終了後といえども、第6条、第9条、第10条、第11条、および第12条はなお効力を有するものとする。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、現在および将来にわたって、自己、自己の役員、自己の支配的株主、または自己の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他暴力団もしくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、またはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを相互に表明しこれを確約するものとする。
2. 契約者または当社が相手方に対し、前項の該当性の調査のため必要とする書類または証拠となるものを求めた場合、相手方は契約者または当社に対し、その調査に協力し、遅滞なくこれらの資料を提出しなければならない。

第17条（準拠法）

本規約は、日本法を準拠法とし、同法により解釈するものとする。

第18条（紛争の解決）

1. 本規約または本サービス利用契約に関して、契約者と当社との間に紛争が生じた場合、可及的すみやかに協議により円満解決する。
2. 当該紛争が契約者と当社双方の協議により解決ができなかった場合、当該紛争は仲裁により解決する。仲裁は、一般社団法人日本商事仲裁協会の仲裁規則に従い、日本国名古屋市にて行うものとする。その仲裁判断は最終的なものとし、契約者および当社双方に対し等しく法的拘束力を有するものとする。
3. 仲裁の効力に関する紛争に限り、日本国名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

1. 本規約は、2018年4月1日から実施する。
2. この改正規定は、2019年1月1日から実施する。

以上

..... 別表

(1) 本パッケージ仕様書の内容

TDC通信パッケージ ドキュメント 導入説明書、操作説明書、開発者ガイド 一式
TDC支援パッケージ ドキュメント 導入説明書、操作手順書 一式

(2) 本サービスの利用料金

TDC通信パッケージ	無償貸与
TDC通信パッケージ保守料	3,000円/端末 (月額) (注1) (注2) (注3)
TDCアプリ支援パッケージ	無償貸与
TDCアプリ支援パッケージ保守料	3,000円/端末 (月額) (注1) (注2) (注3)

注1：支払時期・支払方法については、u-DIEX(汎用)サービスまたはDIEX(汎用)サービスに準拠する。

注2：支払方法が銀行振込の場合、振込手数料は契約者の負担とする。

注3：TDC通信パッケージとTDCアプリ支援パッケージの両パッケージを使用する場合は、
TDCアプリ支援パッケージ保守料にTDC通信パッケージ保守料が含まれることとする。

以上